

第5回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会

日 時：平成27年7月31日（金）

午後1時30分～午後4時20分

場 所：NOSA I 長野会館 4階多目的研修室

出席者

委 員 安部座長、伊藤委員、轟委員、峰委員

県関係 山本こども・若者担当部長、福田情報公開・法務課長、青木次世代サポート課長
山口警務課長、山口生活安全企画課長、成澤少年課長、宮下保健厚生課長 他

1 開 会

○事務局

ただいまから第5回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会を開会いたします。
私は県民文化部次世代サポート課の久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
最初に、長野県県民文化部こども・若者担当部長、山本京子よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

皆様、こんにちは。こども・若者担当部長の山本京子でございます。

安部座長さんを初め、委員の皆様方にはご多用中、また大変お暑い中、第5回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先月開催いたしました第4回検討会では、この条例のモデルの特徴であります子どもの性被害予防教育と被害者支援に関しまして、事務局のお示しいたしました規定例につきましてご議論いただきました。この中で、委員の皆様からは予防教育に関しましては、対象として子どもと保護者だけでは限定的である、県民、社会全体にも広げるべきというご意見や、被害者支援に関しましては、もう少し具体化した施策の内容を盛り込むべきといったご意見をちょうだいしたところでございます。

また、いわゆる淫行禁止規定につきましては、モデル策定に当たっての大きな検討課題であります構成要件の明確性や罪刑法定主義の観点で深い議論を進めていただきました。

今回は委員の皆様から事前に提案していただきました具体的な案文などもご説明いただきまして、条例のモデルの取りまとめに向け、さらに深い議論となりますようにどうぞお願い申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、以降の会議の進行は安部座長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○安部座長

皆さんこんにちは。暑い中、本当にご苦勞様でございます。着座して進行させていただきます。

3 会議事項

(1) 検討会におけるこれまでの主な議論について

○安部座長

会議事項の（１）でございます。資料１から資料３のほか、伊藤委員から案文の追加提案があります。

資料１につきまして、検討会におけるこれまでの主な議論ということでございますが、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

○青木次世代サポート課長

次世代サポート課長の青木でございます。それでは資料１をご覧いただきたいと思っております。前回までの検討会での議論を取りまとめさせていただきました。

１といたしまして、子どもの性被害防止教育。予防教育の対象として、子どもと保護者だけでは限定的ということで、県民・社会全体にも広げる。また２つ目として、県民総ぐるみの運動とも関係する。３点目ですが、専門委員会の報告書の提言内容を反映するべきというご意見をいただいております。

２番目としまして被害者支援。メッセージ性がこれではまだ薄いのではないかとということが、前回提示した事務局案に対するご意見でございます。必要な施策をもっと入れるべきだ、またもう少し具体化した内容が必要というご意見をいただいております。

３番目として、いわゆる淫行禁止規定につきましては、構成要件の明確化を図る必要がある。また、記載方法としては最高裁判例のいわゆる第Ⅰ類型、第Ⅱ類型、両方を合わせたものではなく、具体例を列挙して記載するのがよいと。

「みだら性」のような記載は避けたい、大阪府や山口県条例を参考に。

それから周辺行為も合わせて検討していく。

保護法益は第一次的には個人的保護法益であるが、非親告罪としたい。

被害児童が告訴の意味を理解できないこともある。また、保護者の処罰感情で条例が運用されることで、子どもの気持ちが置いていかれないようにしなければならない。

最高裁判例の第Ⅱ類型は罪刑法定主義、構成要件の明確性の点で問題である。

第Ⅱ類型は主観的で解釈が困難というご意見をいただいております。

子ども目線で被害感情を持つ行為であれば性被害と考える。社会通念上非難される行為が全て子ども自身が被害と感じる行為なのかは不明確である。

第Ⅱ類型は処罰規定をせず、好ましくない事例として規定することもできる。

大人の責務として訓示的に書き込むことも可能である。

違法であることを前文に書き込み思いを盛る。

第Ⅱ類型を無視するものではないが、今後の課題である。

その他不当な手段という表現は不明確である。困惑に乗じては広すぎると思うが、どうするか。

困惑に乗じては、構成要件としては適切である。困惑も立証可能と考える。

以上のようなご意見をいただいております。

最後に４番目として、深夜外出等の制限では、深夜営業者の義務、営業施設への立入制限については、本検討会からは外す。

連れ出し行為については、未然防止というメリットがあるほか、条例化することで補導しやすい環境が生まれる。

他県でも、連れ出しの検挙者が青少年育成条例中50%を占めている。

それから保護者の責任の明確化は明文化して問題なし。

連れ出し等には罰則として罰金30万円程度で問題ない。

以上のようなご意見をいただいたところでございます。

○安部座長

ありがとうございました。これまでの議論の整理ということで4項目にわたってまとめられています。特に前回第4回の議論が中心でありますけれども、特にその際に事務局から示されました性被害防止教育、それから被害者支援というところについて、今後、なお検討を要するところの確認が前回されたところではないかと思っています。

それから3番目のいわゆる淫行禁止規定に関しましては、種々議論があるところでありまして、その点についてここでもさまざまな議論がやや混沌としたような状況になっておりますけれども、それらを取りまとめながら、今日も後ほど議論を収斂させたいと思っております。前回までの委員の方々のご意見というのはそこに示されているのではないかと思います。

さらに深夜外出等の制限ということでもありますけれども、これにつきましてもそこにまとめられたとおりではないかと思えます。

以上、事務局からの説明につきまして、委員の方からご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。こういう形で議論が行われてきたということの確認をしたということでございますので、次に進みたいと思えます。

(2) いわゆる淫行処罰規定、深夜外出の制限等に係る論点整理

○安部座長

それでは、会議事項の(2) いわゆる淫行処罰規定、深夜外出の制限等に係る論点整理、大変重要などころでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○福田情報公開・法務課長

情報公開・法務課、福田でございます。それでは、いわゆる淫行処罰規定や深夜外出の禁止など、禁止規定、罰則等にかかわる部分につきまして私どもから少しご説明を申し上げて、ご議論をお願いできればということでございます。座って説明させていただきます。

まず淫行処罰規定についてでございます。これまでの検討会のご議論の整理をさせていただくということで、資料1と若干重なっておりますけれども、お許しをいただければと思えます。

最高裁判決において示された第一類型、第二類型の定め方をもとにご議論いただいたわけでございますけれども、前回第4回において、おおむねこういうご議論をいただいたということで整理をさせていただきました。

まず①の最高裁判決の第一類型につきましては、威迫、あるいは欺罔または欺き、それから困惑、こうした用語につきましては、刑罰法規に必要な明確性を備えた用語であると、こういうお話でございました。ただし、等の、あるいはその他のというような形で対象を広げることは適切ではないというご指摘をいただいております。

それから困惑に乗じてという規定でございます。効果としては対象を広げる効果があるというご指摘でございましたが、構成要件の規定の仕方としては可能であろうという評価をいただいております。

前回の県内における性被害の実例がどのくらい適用可能かということでご覧をいただいたわけですが、かなり、この規定で対象にできるのではないかとということでございました。

それから立証のほうで問題がないかというお話も少しさせていただいたわけでございますけれども、実務上も子どもの供述を得ることができれば立証していくことは可能であると、こういうお話を頂戴いたしました。

一方、心身の未成熟、あるいは情緒的不安定に乗じて、というような定め方の是非についても少し問題提起をさせていただいたわけでございますが、肯定的なご意見と否定的なご意見がそれぞれございまして、まだ検討会としての意見の一致を見ていない状況ではないかと考えております。

次に最高裁判決の第二類型でございます。自己の性的欲望を満足させるため云々という規定の仕方でございますが、やはり構成要件としての明確性に問題があることについては否定できない。したがって、今回の条例モデルでは採用しないという方向をお示しいただきました。

第二類型でこれまで捉えていたような事案を無視するというのではないけれども、必要なものはやはり第一類型のような明確性を備えた構成要件で捉えるべきものであると。

それから第二類型で言うておりますような、大人が子どもに対して自己の性的欲望を満たすためだけに性行為を行うことは非難されるべきだが、それをそのまま罰則の規定にすることは適切ではなく、そういったメッセージについては前文や責務規定において書き込むべきではないかと、こういう指摘ございました。

したがって、これまでご了解を得られた部分のみまとめさせていただきますと、その規定例1のところでございますように、「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行ってはならない」と、こういうような形の禁止規定になるのではないかと考えております。

今回、委員の皆様からそれぞれ案文のご提案をいただいております。今回、それとこの規定とそれぞれ見比べながら、過不足がない禁止規定というものがどういうものかについてのご議論をさらに深めていただければということでございまして、あわせて資料3のこの6ページをご覧くださいと思います。

まず、轟委員さんからご提出いただきましたのは、第一類型とあわせて第二類型による禁止規定も置いて、ただしこちらのほうは罰則はかけないという形で示していったらどうか、こういう規定の仕方もあるということでのご提案をいただいたものと思っております。

資料2の2ページに入らせていただきますけれども、今回、安部座長からは「精神的、知的未熟又は情緒的不安定に乗じて」という規定を加えることについて改めてご提案をいただいたものと考えております。この点を中心にご意見等を伺ってまいればということでございますが。

なお、補足以降の部分でございます。これはあくまで事務局における検討、議論の際に出た意見をまとめたものということで、ご参考までにお示しをさせていただきます。

事務局の議論も今回、安部座長からご提案いただいたような子どもの心身の未成熟、情緒的不安定などに乗じてという規定が、何らかの規定があったほうが望ましいのではないかと、こういうことになったわけでございますが。特に、その中でも知的な未成熟に乗じてというものの必要性が特に高いのではないかと、こういう議論がございました。

実は今回、峰委員さんからご提案をいただいたところで、「知慮浅薄に乗じて」という規定を加えた形でご提案をいただいております。この辺と認識を同じくするものではないかと考えております。

私どもの議論のみ紹介をさせていただきますと、威迫ですとか欺き、あるいは困惑等の事情がなく性行為等に至ったということになりますと、おそらくは子どもの側にも相手に対する一定の好意があったり、性的な好奇心があつて誘いに応じたというケースがほとんどではないかと思われるわけでございます。

それで特に被害感情がなければ、これは性的自己決定権によるもの、少なくとも刑罰の問題にすべきではないということかと思われるわけでございますが。ただ好意ですとか好奇心から性行為等に応じたとしても、実際、被害を負ってしまうということは事実上、あり得ることだろうと。

例えば性感染症のような顕著な被害があれば、これは場合によれば傷害罪や過失傷害罪などの成立も視野に入ってくるのかもしれないと考えるわけでございますけれども、そこまでいかなくても、特に性行為の内容等によっては精神的にかなり深刻なダメージを受けたというようなことはあり得るのではないかと。

子どもでも自分のことをどう思ってどういう扱いをされたのかということはあるわけでありまして、さらに特殊な例を挙げれば、自己の特殊な性癖を押しつけるような性行為というものもあり

得るわけでございますので、こうしたような事案で子どもに被害があった場合について、やはりどう考えていくのかというところが残された問題ではないかと思っております。

率直に申し上げますと、大人に近い年齢であれば、性行為等の結果で自分にどのような影響があるかもある程度推測、わかるということかと思えます。この場合の問題は少ないとは思いますが、やはり理解力や判断力がまだ弱い場合というのが問題になってくるのかなと思えます。

特に、端的に申し上げますと、典型的にやはり問題が出てくるのは、知的障がい児が対象になったようなケースではないかと思えます。これはあくまでレアケースということではないかと思えますけれども、困惑云々が立証できないような場合でも対象とする余地があるということ、ある程度構成要件の上でも明確にしておく定め方が望ましいのではないかと、こういうことでございます。

さらに申し上げますと、ご存じのように、日本の刑法では性的同意年齢が13歳と低く設定をされている状況でございますので、こうした低い年齢層の場合はどう考えるべきかという問題もでございます。

性的同意年齢の引き上げについては、現在、国の法務省の性犯罪に関する検討会が設置をされておりまして、この引き上げについても検討課題の一つになっているというふうに聞いているところでございます。低年齢層の場合は個人的な差も非常に大きいと思えますし、恋愛の自由を否定するような運用は現に慎むべきところかと思うわけでございますけれども、こうした場合でも該当すべき場合があるのではないかと。

この場合、やはり構成要件としての明確性が問題となろうかと思えますけれども、まさにこれ前回の検討会で委員さんからご示唆をいただいている部分でございますので、準詐欺罪の例をご教示いただきました。未成年者の「知慮浅薄に乗じて」という要件でございますので、峰委員さんからのご提案はまさにこれを使った形でご提案をいただいているということでございます。これにほぼ等しいものは規定することは可能ではないか。知慮浅薄という言葉そのまま用いるのかどうかというのも議論になり得るところかと思えますけれども、知的な未熟に乗じて云々というような規定は、その意味でも可能な範囲内ではないかと。こんなようなことが事務局の検討の中で出ておりますので、こうしたことも踏まえてのご議論をいただければありがたいということでございます。

続いて2の周辺行為について、3ページをご覧くださいと思います。

この点についてご議論いただいたのは第3回の検討会でございました。わいせつな行為をさせるとか、性行為やわいせつな行為を見せる、教えるという規定の行為について、飯田事件での例を挙げて必要性についてのご議論をいただいております。その際、性教育が教えるに当たらないことを明確にした定め方が必要と、こういうご指摘もいただきまして、専ら自己の性的欲望を満足させる目的でというような限定をかけることが考えられるのではないかと、こういうご議論があったところでございます。これらの規定の仕方についてのご整理をいただければということでございます。

まず、大変細かい話になって恐縮でございますが、子どもにわいせつな行為をさせるという規定の必要があるかどうかという問題が、まずございます。こういう子どもにわいせつな行為をさせるという規定を設けているところが10の道県だけでございまして、少数派ではございますけれども。

申し上げるまでもなく、子どもに淫行をさせる行為、これは児童福祉法にございますので、それと重なるということでございます。ここで言う淫行、つまり性交や性交類似行為に当たらない程度のわいせつな行為、服を脱がせたという程度などでしょうか、こうしたやや狭い部分を罰則の対象とするためにこういう規定を設けているのかなと思われるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、教えるという行為を別途定めるといたしますと、そこともかなり重なってくるというような感じがございますので、多くの県ではあえて規定を設けていないのかなと思うわけでございますけれども、こういう規定を本県では置くべきかどうか。

さらに置く場合は書き方の問題がございまして、規定している県は「わいせつな行為を行わせてはならない」とのみ書いておりまして、自己の性的欲望を満たすためだけというような限定をかけてはおりません。これはおそらくわいせつ行為という言葉の中に恋愛等によるものではない、社会通念上

非難される行為という趣旨があるからではないかと思われるわけですが、こういう限定をかけない定め方でよいのかどうか。あるいは児童買春、児童ポルノ禁止法に「自己の性的好奇心を満たす目的で」という用例がございますので、こうした限定をかけること、あるいは第一類型的な限定をかけることも不可能ではないと思いますけれども、こうした規定の仕方等についてもご助言をいただければということでございます。

それから②、「教える」、「見せる」についてでございます。性行為またはわいせつ行為を教える、または見せると、こういう内容になるわけですが、こちらのほうには性行為が含まれますので、恋愛によるものは含まないということを明確にするため、やはり何らかの限定をかけておく必要があるのではないかと思います。

実は、かなり私も参考にした他県の条例の中で近い形になっておりますのは山口県の条例でございますけれども。山口県の規定も、実はここは「淫らな性行為」という言葉を使っております。ただ私どもの条例モデルでは、やはりこの「淫行または淫らな性行為」という言葉は使わないほうがいいのではないかと考えておりますので、その他の限定の書き方を考えたいということでございます。

この点、安部座長からいただいた案文におきましては、「自己の性欲、または性的好奇心を満たす目的で」という形での限定をつけていただいております、こうした方向での規定が適切なのではないかなと思っております。

細かい点をあわせて申し上げますと、先ほど申し上げた法律における「自己の性的好奇心を満たす」という文言に「性欲又は」ということで、その部分を付していただいております。この点の状況とあわせてご議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから4ページをお願いしたいと思います。場所の提供、あるいは周旋でございます。第3回の検討会でこれもご議論いただきました。「教唆」、「幫助」という刑法の一般的な規定でも対象となり得るのに、これをあえて定めている意味がもう一つわからないと、こういうようなご意見もございました。まだ明確な結論は得られていない状況かと思っております。

実はこの規定は45の都道府県が置いているということで、非常に多くの県が設けている規定でございます。周旋とか場所の提供を禁じる法律といいますと、やはり売春防止法が元ではないかなと思うわけですが、おそらくは先行した県が売春防止法の規定などを参照して条文をつくり、それが多くの県に広まったというのが実際のところではないかと考えております。

ただ、確かに「教唆」「幫助」でも対象にし得ると思うわけですが、正犯として明確に定めるほうが、おそらく一般の方向けにはわかりやすいのかなということもございまして、子どもの性被害につながる行為を非難するメッセージを広く伝えるというこの条例モデルの目的からすれば、あってよい規定なのではないかと事務局としては考えておりますが、その点、ご意見をいただければということでございます。

私どもも実はこういう指摘をいただくまで、「教唆」、「幫助」で処罰可能ということは、ほとんど実は意識をしておりませんで、そういうようなこともございますので、そういう効果も含めてご検討いただければありがたいと思っております。

それから、安部座長からいただいた案文では性的乱用行為について定義づけをいただいております。規定がなかった場合はこんな形になるということで規定を一つ、そこに掲げてございますので、これもご確認をいただければと思います。

さらに、この場所の提供や周旋の規定を置く場合は法人等に対する両罰規定も必要になるのではないかなということで、その規定も記載をさせていただきました。

5ページをお願いしたいと思います。続いて、3の深夜外出の制限に関する規定でございます。第3回の検討会のご議論では、性被害と直接関連の薄い条項は今回の条例モデルから外すという方向性を示していただいたところかと思っております。

したがって、「深夜営業者の帰宅を促す義務」と、「深夜営業施設への立入制限」は基本的に外そう

ということで第3回の段階ではお話しをいただいたかと思っております。一方、「深夜の連れ出し」、あるいは「同伴等」については性被害との関連が深いので、前提となる保護者の深夜外出させない努力義務とあわせて、規定を置いてはどうかという方向でお話しをいただきました。

この規定に関する論点の一つは深夜の時間帯の設定でございます。最も多くの県が採用しているのが午後11時から午前4時まででございます。多くの県では、その理由として労働基準法の深夜営業禁止の規定を掲げておまして、18歳未満の者は、原則午後10時から午前5時までの深夜営業に従事することができないという定めがございますけれども、午後10時に勤務が終了して、通勤時間を考慮すると11時までには帰宅する。あるいは早朝5時からの勤務に間に合うように4時過ぎに家を出ると、こういうことを考慮したものかと思われまいます。このほか、そこにも書いてございますように、風俗営業法の規定等もございまして、この11時、午後11時から午前4時というのが最も適切な定め方ではないかなと思っているわけでございます。

今回ご提出いただいた中でも、安部座長の規定、あるいは峰委員の規定もこの点を踏まえた定めを置いてはどうかということでご提案をいただいております。これでいかがかと思っておりますが、改めてご意見をいただければと思います。

それから、実は「とどめる」ということ、これも細かいことで恐縮ですが、事務局で整理しております規定、他県の規定の中では「とどめる」という言葉を置いているものが結構ございまして、この文言の解釈については、若干、事務局内でも議論がございました。要するに子どもが帰りたいと言っているのにそれを静止したとか、翻意するように説得したという場合は当然これに該当してくるかと思うわけですが、子どもから帰宅したいという意思表示がなくて、その場所に居続けることを大人の側が黙認した場合はどうなのかということでございます。

該当しないと解釈するのが本来ではないかと思っておりますが、他県に調査をしたところでは、これも該当するのではないかと回答してきた県もありまして、この件も含めて、「とどめる」という規定が正しいかどうかということもご議論いただければありがたいと思っております。

この点につきまして峰委員さんからご提案いただいた案文では、「連れ出し、同伴し」の後に「子どもの意思に反して帰宅を妨害してはならない」ということで、この部分の解釈を明確にしたような形での規定、構成要件を置いていただいておりますので、こうした方法もあり得ると思っております。この点についてもあわせてご検討いただければと思っております。

それから6ページのほうに移りまして、安部座長から「営業者が深夜に施設内などに子どもがいる場合、帰宅を促す努力義務」ということでのご提案も今回頂戴しました。この点、改めて設けるかどうかのご議論もいただければと思っております。

それから、4の刑罰についてでございます。地方自治法の規定上、罰則を条例に設ける場合の上限は、懲役が2年、罰金が100万円とされているところございまして、淫行処罰規定については、その上限である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、見せる、教えるの場合は若干引き下げて、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、場所の提供や周旋も同様、それから深夜の連れ出し、同伴等は罰金30万円以下というのが安部座長のご提案でもございましたし、私ども、全国の傾向を踏まえて見たところ、おおむねこの程度が適切と思っております。こうさせていただいていかどうかということについてのご意見を賜ればと思います。

私ども条例で罰則を設ける場合、地方検察庁とお話しをさせていただいたりもいたしますけれども、やはり地方検察庁でも、他県等々と比べて量刑が適切かどうかということについては細かく目配りをされる状況でもございまして、その意味でも、適切な量刑かと思っておりますが、これについてもご議論をお願いできればということでございます。

なお、わいせつな行為を行わせた場合につきましては、規定するかどうかの判断がございまして、括弧書きにさせていただきましたが、規定する場合、一応、現在2年以下の懲役又は100万円以下の罰金ということで置いておりますが、この点についてもあわせてご議論いただければと思います。

それから最後に7ページ、5のその他でございます。禁止規定罰則等に関連して必要と思われる規定を整理いたしました。

まず「適用上の注意」でございます。これは安部座長からいただいたものをそのまま記載をさせていただきましたが、条例の適用に当たって、県民の権利を不当に侵害しないようにという訓示規定でございます。

県民には大人も子どもも含まれると思っております。先ほども少し申し上げましたけれども、恋愛の自由を侵害するような運用は厳に慎むべきということもでございます。

それからもう1点、その子どもの供述を得る際の問題というのもあるかと思っております。特に困惑などの立証においては、子どもからの供述を得る必要があるということですが、性被害を受けた人に対して事情を聞くというのは、やはり事情を聞かれる側にとっては大変、やはり厳しいところがございまして、成人の女性であっても非常に大変な葛藤をもたらすと聞いているところでございまして。そういう問題もあわせて、やはり権利侵害をしないように、人権を尊重するようにというような訓示規定というのは必要性が高いのではないかと考えております。

それから、安部座長からは、第3回の議論におきまして子どもの最善の利益を尊重する旨の規定を入れてはどうかと、こういうご示唆もいただいているところでございます。国連の子どもの権利条約などにおいても、基本的な理念になっているものでございまして、何らかの形で位置づけるのが適切かなと思っておりますので、そのことについてもご議論いただければと思います。

それから(2)が免責規定でございます。子どもがした行為については適用しないということを示すものでございまして、第3回の検討会でご整理をいただきましたとおり、規定をさせていただきたいと思っております。

それから最後にお諮りをさせていただきたいのが、施行後の「検討」に関する規定でございます。施行後何年を目途にあり方について検討を加え、必要な場合、見直しを図るというような規定が法律の附則等で設けられる例が多いことはご承知のとおりかと思っております。

児童買春・児童ポルノ禁止法が制定されました際もやはりこのような規定が設けられたところでございまして、条例の運用状況を踏まえて改めて検討を行うことは意味のあることではないかと思っておりますし、また、これも先ほども触れさせていただきましたが、国でも性犯罪の罰則に関する検討会が設けられておきまして、法定刑の厳罰化などの検討が行われているところでございます。いわゆる性的合意年齢の引き上げも検討課題の一つになっているということでございますので、その検討結果によっては、この条例の運用にも影響を及ぼす可能性があるかと思っております。

こうしたことを踏まえた検討も必要かと思っております。こういう規定を設けてはどうかということで、整理の最後のところに加えさせていただきました。

私どもからの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○安部座長

どうもありがとうございました。いわゆる淫行関連の規定のあり方ということにつきまして、これまでの議論を整理していただくとともに具体的な規定例という形で、こういう形で、前回も各委員の方からご意見をそれぞれお出しただきたいということで事務局宛に具体的な条例案といいますが、条例の条項案ですね、そういうものを示していただいておりますけれども、それも参考にさせていただきながら取りまとめたのではないかと考えております。

領域がちょっと広がっておりますので、項目ごとに検討を進めたいと思っております。第1のいわゆる淫行処罰規定についてからその他まででございます。その第1について、いわゆる淫行処罰規定についてというところ、ページでいいますと1ページから2ページであります。この点についてご意見等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

これまでの検討会での議論と、それから前回の委員提案というものもそこに盛り込まれたような形

で示されております。

大事なところですので、少し細かく見ていきたいと思いますが、(1)のこれまでの議論の整理というところで、①です。最高裁判決における第一類型の行為、これを前提として規定化していくということ、これは確認されているところですが。あえて申し上げますと、「困惑に乗じて」という表現を入れるか入れないのかという議論がございました。その困惑に乗じてということを取り込むことでも明確性に抵触するということにはならないというような理解が得られたのではないかと考えております。なおかつ、困惑に乗じてという表記でもって、およその事案は対象とし得るというようなご意見を頂戴しております。

したがって、規定例1にありますような「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて」という、乗じてという表記が入った形で規定化していいのではないかということですが、その点はよろしいでしょうか。

はい、特にご意見なければ、この検討会での議決としたいと思います。

そして第二類型の形については、この第二類型はやはり明確性の点で疑問があるという意見が多いため、条例モデルでは採用しないということにご意見がまとまっていたようでありますけれども、その点についてもよろしいですね。

それでは2ページのほうです。「精神的、知的未成熟又は情緒的不安定」という表記の仕方もあるのですが、とりわけ「知的未成熟」というところ、あるいは準詐欺罪で言うところの「知慮浅薄に乗じた」という、そのあたりの対象となり得る事案も実際あるわけでしょうけれども、そういうことに対してどう対応したらいいのかなということ。これをスパッと省いてしまうのは非常に簡単なのが、その場合、過不足なくきちんと事態に対処し得る形で、可能な範囲でどういうものができるのだろうかということなんです。

この点、峰委員からご意見いただいております。いかがでしょうか。

○峰委員

今、安部先生からご指摘いただきましたように、この部分を全部省いてしまって、そういうポリシーで行く条例なんだというあり方も一つはあるのかもしれないと考えてはおりました。

ただ、よくよく考え直してみますと、やはりこの精神的、特に知的未成熟というのに乗じて性犯罪が、また性行為、またわいせつな行為というのが起きるという事案はやはり放置できないものなのではないかという気がしてきました。

特に、例えば東御市の事例などは、おそらくこの類型でなければ対処できないのではないかと思います。特に子どもが困っているというわけでもないところに、好意を見せるとか、何か甘言を用いるというようなことをして性行為に持ち込むという、しかも、子どもはその内容を認識していない、それから自分に対する害悪というのを認識できるような判断能力がないというような場合に、それを果たして放置していいのかと考えますと、やはり対処できるような条例にしておいたほうがいいのではないかと考えました。

趣旨としましては安部座長の案文と同じ趣旨ではありますけれども、知慮浅薄に乗じてという比較的、今までに問題が起きていないと思われる構成要件があるとすれば、それを使っていくというのも一つの方法ではないかと考えまして、こんな案文をつくらせていただいたというところです。

○安部座長

ありがとうございます。そのあたり非常に扱いが難しいというところもあるかと思いますが、伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

私としては、精神的知的未成熟、または情緒不安定に乗じては、文言としてはやはり不明確と感じます。特に精神的知的未成熟という書き方ですと、結局、子どもであればそれに当たるという運用、つまり拡大解釈されていくのではないかという不安があります。

困惑、困惑に乗じてという規定に加えて、情緒的不安定について規定を置く必要があるのかなという疑問があります。

ただ、こちらの資料にも指摘されているように、知的障がいのお子さんたちはあまり困っていないように見えるけれども、知的な問題を抱えているということを知っていて、それを利用されるという問題はあると思います。どうやってそういう子たちに教育を施し、守っていくのかという課題はあると思います。

威迫、欺罔、困惑に乗じてというところで、外れてくるのは知的障がい児の被害ではないかなと思いますので、加えて入れるとするならば、私としては、「知的障がいに乗じて」、この言葉がよいのかどうかという問題はありますが、そういう形で、年齢とその子の知的能力との差があるということを知っているながら、あえて利用する場合は、規定を置く必要性が出てくるのかなと思います。書くのであれば、「知的障がい」というような形でモデル案として作成してはどうかと思っています。

○安部座長

といいますと、その知的障がい児という、その一定の枠組みに限定するという話になりますか。

○伊藤委員

書き方としては、「知的障がいに乗じて」と書くことになるのかなと思います。例えば「困惑又は何か知的障がいに乗じて」という規定をつくるというのものもあるのかなと思いました。

○安部座長

その場合は、医学的な概念として利用可能な範囲でということになりますね。

○伊藤委員

それはそうなると思います。IQとか、例えばそういう学校に通っているとか、そういうクラスに所属しているとか、そのお子さんの客観的な状況というものを踏まえ、さらにそのことについてコミュニケーションの中で、ある程度、把握できたりするというものもありますので、そういうところで、立証していってもらいたいと思っています。

○安部座長

そのような状況という部分が、一般の大人から見て了解可能であるかどうかの問題なんですけれども。

例えば養護施設に通っている子どもがいて、施設というか養護学校に通っている子どもがいて、その学校の教員だとか管理責任者、そういう方がその生徒に濫用行為を行うというのは、これは児童福祉法に違反する行為になりますので、国の法律によって対応できます。

そうでない場合のパターンのときに、花火大会なんかで知り合ったというような、その状況の中で、その子が知的障がい児であるかどうかというその判別というのはなかなか難しいところがあると思いますが、そのような場合はいかがでしょうか。

○伊藤委員

基本的には、威迫、欺罔、困惑というところでやっていくんだと思います。ただ、その子の特性により、そのぐらいの年齢の子では感じるというようなことが、そのように感じなかったという話にな

ったとき、その子の特性、事情をわかっていて、大人が働きかけたということがあるのだろうと思います。

精神的、知的未熟、情緒不安定という規定があればより救いやすいというのはあるかもしれませんが、ただ、この規定を置くことによって広範すぎる規定になり得るということの心配、精神的、知的未熟というところは、ある意味、子どもであればあてはまるという運用をされるのではないかという疑念を払拭できるのかということだと思っています。

○安部座長

その点について、轟委員、いかがでしょうか。

○轟委員

2ページの一番下に準詐欺罪が挙げられていますが、ここに書いてあるとおり、未成年の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて財物を交付させ云々について罰則が定められていますが。私、検事時代に強姦と強盗についての法定刑についてだいぶ問題にして、検事から法律上の問題について、国会などに提言がないかというところに必ず書いていたんですが。

強盗が、ご承知のとおり、銀行強盗が多発した昭和の時代を背景に5年に定められた際に、強姦はそのまま3年になっていたんです。保護法益からして、財産的侵害であれば場合によっては損害賠償で回復できるけれども、ご承知のとおり、強姦というのは精神的な侵害も大きいので、何かお金を払えば精神的な面が回復されるわけでもないのになぜ強盗より強姦のほうが軽いのかというのを、3年か5年ぐらい提言し続けたらようやく法定刑が一緒になったというケースがございました。

それとの対比からすると、この準詐欺で、財産的な侵害について未成年の知慮浅薄等について罰せられているにもかかわらず、性的な部分について一切、それについては除外されるというのは実に刑の不均衡が生じるので全く好ましくないし、もし伊藤委員の今の論がそうだとすると、この準詐欺罪というのは、これ罪刑法定主義に反する問題規定ということになってしまいますので、その点もどうかと、私は反対でございます。

またご承知のとおり、強姦罪と準強姦罪というものが成人にはございます。いうまでもなく強姦罪は暴行、脅迫を手段とするのに対して、準強姦罪は人の心神喪失又は抗拒不能に乗じることとされていて、人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じることの例としては、被害者自らの睡眠や飲酒酩酊を利用する場合、さらには性交の意味を理解できない高度の知的障がい者の女性を姦淫する場合などが挙げられるとされています。

とすると、成人でさえこのような準強姦という規定が設けられている以上は、少年について判断能力についてさらに問題がある以上、さらに必要な罰則を求める必要が高いと思います。

成人について心神喪失又は抗拒不能ということであれば、少年についてはその判断能力の曖昧さというか未熟さからワンランク下げて、ここの準詐欺のとおり、知慮浅薄又は人の心神耗弱まで下げて何ら問題ないと思います。

○安部座長

ありがとうございました。刑法の248条の規定に照らして、これに相応する規定を置くことに何ら異論はないというようなご趣旨だと思います。

ただ伊藤委員からは、少しそれが広範過ぎないか、とのご意見です。したがって、本丸であるところの威迫、欺罔、困惑という、あるいは困惑に乗じるというところに対応するわけですが、その趣旨が貫かれないのではないかと。それをより限定的に明確にすることで、この条例の意味が出てくるのではないかとうけとめました。

その考え方と、それからせつかくの規定であれば、そういう知慮浅薄に乗じる、そういう行為もこ

こに入れていかないと、過不足なく整理したということにはならないという意見ですね。この点は、なかなか歩み寄りにくい部分があるかと思えますけれども。

○伊藤委員

今、法務省で性犯罪の関係については、法令の見直しの検討会も開かれていますので、そちらの議論と関連してくるのかなと思っています。それから、準詐欺罪の規定について私がどうこう申し上げるつもりもないですし、趣旨としては、精神的、知的未成熟というところで広範になるという危惧があるということを申し上げたに過ぎません。

あくまで、これは条例のモデルということになりますので、モデル案としては、例えば一部の規定について複数示す、つまり、こういうのもある、こういうのも考えられるという形で規定を示すということは、私はあってもいいのではないかと思います。そもそも条例が本当に要るのかというところから含めて、最終的には県民の皆様のこれからの議論の資料提供のためにこの検討会があると理解しています。その意味でいうと、精神的に、知的未成熟、知的浅薄に乗じてと規定してはどうかと思うのは、こういうようなことを考えたからだ、ただ、こういう心配があるので、違う案もあるという形で、必ずしも一つのモデル案を示す必要はないのかなと思っています。複数意見を併記する部分があってもよいのかなと思っていますので、その点、ご検討いただければと思います。

○安部座長

わかりました。両論併記という形でモデル案を提示できるのではないかということですね。一つは、表記をどうするかはまた別問題ですが、その「知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて」という表記、もしくは「精神的未成熟又は情緒的不安定に乗じて」という、こういう条例の他県の健全育成条例等にも使われている表記の仕方ですね、そういう形で一つの漏れのない形の提案を条例案として提示することが一つということですね。

もう一つの案文としては、この表記をあえてしないというような形で対応したらどうなのかと。ぎりぎり、「困惑に乗じて」という形でフォローできるのではないかとということもありますので、何も統一する必要はないということではないかと思っています。

私も座長という立場ですので、取りまとめなければなりません、一本化する必要は全くないと思っています。伊藤委員のご意見として、この知的未成熟のところについては、あえて書き込まなくてもよろしいのではないかと考えます。つまり、それは広範すぎて乱用される危険性のほうがむしろ心配だというご意見は尊重されるべきでもあります。大事なことは、あくまでも被害を受けている子どもたちを守るという視点から、ぎりぎりのところで案文化していこうということだろうと思います。

この1項目めについてはほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

規定例1というものには、知的未成熟に乗じてというような表記は入っておりませんので、これは一つのモデル案ということになります。もう一つのモデル案（別案）は、それに加えて、第2項で起こすのか、あわせてその中に盛り込むかということとは別として、そういう形の両論併記ということでもって今日の議論の段階としたいと思います。

それから2番目の周辺行為についてです。これは規制対象の領域が広がる話になります。「わいせつ行為をさせる」、「淫行又はわいせつな行為を教える又は見せる」というところ、これをどういうふうに考えるのか。ご意見としては、それを入れるのか入れないのかということになってきますが。

規定例2-1というところでまとめてありますが、「何人も、子どもにわいせつな行為を行わせてはならない」と。子ども自身が何らかのわいせつな行為を行うということを見せてはいけないという、そういう規範になっておりますが。

よりそれを限定的に、主観面になりますけれども、自己の性的好奇心を満たす目的でということ、ないしは自己の性的欲望を満足させる目的でという表記、表記の仕方は幾つかあると思いますが、そ

ういう限定をつけた形で、子どもにわいせつな行為を行わせてはならないということです。この扱いをどうするかということでございますが、この点についてはいかがでしょうか。

○轟委員

やはり県内で飯田事件という現実的な事件があった以上、処罰も必要ではあるかとは思う一方で、この規定例の中に3つ挙げられていますけれども、一番最初の「何人も子どもにわいせつな行為を行わせてはならない」、次の主観的要素で絞る案というのは、これやはり当初から議論で出ているように、適用に困難が出て、適用がちょっと広範囲に広がりすぎるおそれがある、あるいは現場が混乱するなどということから、やはりもし規定するとすれば3つ目の客観的行為で絞るのが適切かなと考えます。

○安部座長

そうすると、先ほどの規定例1の、客観的な行為の要件を満たして、わいせつな行為を行わせてはならないというような限定といたしますか、客観的な枠組みでの対応ということですね。峰委員、いかがですか。

○峰委員

この点につきましても、若干、まだ悩ましいところはありますけれども、やはり子どもの被害が生じるかどうかということを考えた場合に、わいせつな行為をさせられたということによって受けるダメージというの、やはり看過はできないところだろうと思えますし、そうしますと処罰の対象に、自分が大人を相手にしてわいせつな行為等をしたということばかりではなくて、その大人からさせられたということについてもやはり両方、処罰の対象にするということが適切ではあるかと思えます。

ただし、今、轟委員からご指摘がありましたとおりに、一般的に処罰の対象にしてしまうというのは、それはまた行き過ぎた話になってしまいますし、それを主観面で絞ろうとすると、せっかく淫行処罰規定ということについて主観面を要件にした第二類型というのを排除するという方向で検討してきたことが無になってしまう、均衡がとれないというところがありますので、もし絞るのであるとすると、規定例2-1の3番目しかないのかなというような感想を持ったところです。

○安部座長

ありがとうございました。要は3番目の規定の仕方であれば目的を達成できるのではないかということですね。伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

まず飯田事件については、児童福祉法で処罰できた事案ということになりますので、こういった規定が本当に必要なかどうかを検討するにあたっては、この条例モデル検討会の中で示された資料の中で、具体的にそういった事案があるというのは示されていないということは一つ押さえておくべきかと思えます。

それを前提としたときに、飯田事件はありますけれども、それ以外に具体的な県内での事案では示されていないように思いますので、私としては、規定をおく場合とおかない場合の両論併記で、モデル案として示すのがよいと思っています。

個人的には、こういった子どもにわいせつな行為をさせるという、規定例2-1の3つ目のパターン自体は許される行為ではないと思っていますし、そういった大人を非難すべきであるという思いはあります。ただ、それを刑罰法規として規定するだけの状況について、資料が示されているのかどうかという点については、やや疑問に感じるところもありますので、モデル案の中では、規定を置かないパターンについてもお示しいただきたいと思っています。

○安部座長

伊藤委員にお聞きしておきたいのですが、飯田事件のケースについて、児童福祉法の適用をした検察庁の運用を、これは妥当であったというお考えですか。

○伊藤委員

その点について妥当かどうかということについて、見解を申し上げるのは控えたいと思います。実際、該当するという判断が出たということが事実としてあるということを指摘しただけです。

私自身の見解として、妥当ではなく、条例が必要だったと思うので、条例に盛り込んだほうがいいですとまで言うことには疑問を感じます。

○安部座長

はい。これは私の個人的な考えになりますが、飯田事件のケースというのはいかほどの拡張解釈をした事例であったと理解しております。他県であれば、条例で対応できたような事案であったと思いますが、あえてそこに、教師と生徒という関係のところに着眼した形で淫行させるという、淫行概念を広げたところがあったものと解しています。

淫行というのは、非常に厳密に考える解釈論からすれば、性行為だけだという限定して捉える、西田典之先生の考え方があるんですが、やはりそれは、狭きに失するということで、性交類似行為まで認められているという理解だと思います。ただ、その前に性交に類似する行為ですから、自慰行為が性交類似行為だといわれたときに、かなり無理な解釈していて、それはわいせつな行為をさせるということではないかという話になるわけですが。

児童福祉法では淫行させるということですので、その淫行まででなく、わいせつ行為を含めて、解釈しているところに、私個人の考えですが、無理な解釈があるなと理解しております。

したがって、あの事案について最高裁で、場合によってはひっくり返される可能性もなかったわけではないということですね。したがって、それ以降の事案について、児童福祉法に該当する淫行事案で、わいせつ行為を淫行事案として摘発していくという運用の仕方を検察庁が行っていたかどうかというのは、その辺のところは、峰委員いかがでしょうか。

○峰委員

申しわけございませんが、その点に関しては情報も持っておりませんし、この場で公言できるような意見は持っていませんので発言できないというところが正直なところですね。

ただ、おっしゃるとおり、限界事例なのではないか、かなり苦勞して立件している事案なのではないかという印象は持ちましたので、この方向でどんどん検察庁で対応していこうとしては、個人的な感想としては思いません。

○安部座長

少なくとも、当時は長野県弁護士会としても、相当反発というか、抵抗されていたのではないかと思いますけれども。

○伊藤委員

問題点があることについては私も承知していますし、その問題点自体がないと申し上げたつもりもありません。私の個人的な見解をここで申し上げることは控えさせていただきたいと言ったに過ぎません。安部座長が今、おっしゃっていたご説明、そのこと自体、私自身は知っていますので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

今回、県内でこれだけの事例があつて困っているお子さんがいますということを前提として、放置しておけないというところからモデル案をどう作成したらよいかという話になっています。少なくとも県警に対してこういったような申し立て、お話しがあつたが、対処できなくて困つたという事例として、わいせつ行為をさせるという規定が必要だというものになつたように思いました。そうすると、先ほどの議論したものと前提が違つているということ、私は、指摘したかっただけです。

安部座長の案を拝見すると、教え、見せるというところは案のように示されていますけれども、させるはあえて省かれたのかどうか、安部座長に教えていただければと思います。

○安部座長

私自身もそこは具体的に指示はしていませんが、規定例2-1の一番最後のパターンですね。客観的な要件によって、わいせつな行為を行わせてはならないというところも一つの条項として起こすことについて、異論はないということです。

ただ、伊藤委員のように、そこは立法事実として明確なものが示されているわけではないので、今回、その点については、案文化する必要性は感じていないということだろうと思います。両論ありだろうと思います。

それではもう一つの②のほうです。「教える」「見せる」ということでありますけれども。

これは私自身も教える、見せるというのは具体的に規定化したほうが良いという提案をしております。規定例の2-2ですね。何人も子どもに対し、自己の性欲又は性的好奇心を満たす目的で、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えてはならないと。

主観的な要件が入つた理由は、いわゆる性教育一般のものと混同されてはいけないということで、よりその行為者の性的好奇心を満たす目的というところで絞り込みをしてということです。この点についてはいかがでしょうか。

この点も、伊藤委員はどういうふうに、立法事実として示されていないので。

○伊藤委員

同じ意見を申し上げることになります。

○安部座長

この点は、峰委員、いかがでしょうか。

○峰委員

私は、特にこの規定を設ける必要性についてはやはり否定できない。見せる、このような規定を設ける必要性はあると考えております。その場合、確かに実態としては、要するに正当な性教育なのではなくて、単に自分の性的好奇心からですとか性的な欲望というものを満たす目的で行われるというのが一番、処罰に値する行為なんだろうと思われま。

また、主観面の立証など、若干、運用上困難が生じるというところがあるのではないかなと思われま。そうしますと、この規定例の2-2の第一類型の文言の場合というような形が考えられるのかなと思われま。

ただもう一步、翻つて考えてみますと、客観的に見て、学校で教えているわけでもなく、例えば密室など加害者と子どもが相対したというようなところで、またわいせつ性を帯びているような環境の中で「教える」ことが行われているということであれば、それは、その加害者がいくら、これは性教育目的なんですと弁解したとしても、それは通らないだろうと思われまし、客観的な面から規制をすれば、若干、その行為の目的が正当でないということは立証もできるし、趣旨に合った規制ができるのではないかなという気もしてござりま。それは、あえてこのような威迫ですとか困惑、というよう

な手段によるという場合でなくても、むしろ正当な理由がない、もしくはみだりにとか、みだりになると淫行の批判が来るのかもしれませんが、何かそういうような文言を用いることでも実際には正当な性教育ではないということを除外することは、乱用の危険もなく、問題がないのではないかとこの気もしています。

○安部座長

轟委員、いかがでしょうか。

○轟委員

ここに書いている行為の一部分は公然わいせつ罪でだいぶ捕捉できる可能性はあるかとは思いますが、先ほどのわいせつ行為を未成年にさせるという部分も処罰の対象になるとすれば、当然、その子どもに対してそういうことを見せることについても適用しないと、専門委員会の報告書の13ページにある性被害は何かというところに遡りますと、「刑法上の暴力的性犯罪の被害にとどまらず、子どもの未成熟さや不安定さにつけ込んだ大人の性行動から生じる被害、児童ポルノの被写体にされることや性的乱用行為も含まれる」と、つまり大人の性行動から生じる被害そのものに該当すると考えますし、また、それによって子どもが成長し発達する、本来子どもが持つ固有の権利、子どもの成長発達権が侵害されることは明らかでしょうから、処罰も必要、処罰しないと不均衡が生じると考えます。

○安部座長

ありがとうございました。これも両論といいますか、こういう規定を置かないという考え方と、それからこういう規定を置きましょうという考え方と二通りあっていいと思います。片方でより広げた形で過不足なく処罰可能な範囲を、広げるということになります。

その規定化の仕方としては、主観面を入れた形の規定の仕方にするのか、下の第一類型の文言の場合、同じような表記を使ってという形で、客観要件で絞り込んだ形の規定の仕方によればいいのか、どちらがいいのかということも悩ましいところがあると思いますが、轟委員、その点はいかがでしょう。

○轟委員

先ほど来の意見として申し上げているとおり、客観面で絞るのが適用の広範囲に及ばない意味でも適切かと考えます。したがって、この後半の規定が適切と考えます。

○安部座長

下の段のほうですね。峰委員もそのように。

○峰委員

そうですね、先ほどいろいろ申し上げたのは、基本的には下の威迫ですとか欺き、困惑というような手段ということで絞るというのが一番収まりがいいかとは思いますが。

やはりそこだけは、例えば正当な理由がないのにとかという言葉でも、そんなに乱用の規定はないのかなという気がしたと、先ほど申し上げたところです。

○安部座長

ここは事務局にお願いですけれども、四者四様の立場というか考え方があるようでございますので、私はその主観面で絞り込んだほうがいいのかという考え方ではあるのですが、そうすると立証は難しいというご指摘も理解しておりますけれども。

しかし、やはりそういう目的で行われるわいせつ行為の教示という点、例えばそれがホテルの一室だとか自室、あるいは被害者の自宅等の場合は、公然わいせつにはならないので、そういう行為をあえて自らの性欲又は好奇心を持ってというような場合には、この範疇でないということではないと考えます。それを正当な理由がないにもかかわらず、教えたり見せたりしたわけじゃないとするのか、あるいは、ここにあるような客観的な威迫、欺罔、困惑という要件を満たす場合に該当するのかと、あるいは一切、そうした規定を置かないとするのか、四様の案があるということで、意見がまとまらないということによろしいかと思えます。

○伊藤委員

私の場合は、させるとか、教えるという規定は、資料上、立法事実が示されていないので置くのは難しいという意見ではあります。他方で、やはりそれは許されない行為でありますので、安部座長のご意見の中で一部前文可となっておりますけれども、訓示規定として子どもの性的乱用の禁止、何人も子どもが成長発達する人格の主体であることを尊重するとともに、その人格の根源にある性を乱用し、その成長発達を阻害することがないように最大限配慮しなければならないという、そういった規定は置いたほうが良いと思います。

○安部座長

そうすると包括的な規定の仕方になりますが・・・

○伊藤委員

ただ訓示規定ではあって、少なくともそういった場合、違法行為に当たるということについては条例の中で示したほうが良いと思っています。

私は、安部座長のこういった訓示規定、罰則にはならないけれども、こういった訓示規定を、どこに規定するのかという問題はありますけれども、こういった規定は置いていただいたほうが良いと思っています。

○轟委員

すみません、個人的な質問なんですけど、先ほどのわいせつ行為をさせる、あるいはその教える、見せるの部分ですが。

伊藤委員に質問なんですけど、こういった行為があった場合に、今、立法事実というお話しもありましたが、子どもの成長発達権を阻害する行為であるということは間違いないように思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○伊藤委員

それは子どもにとってよろしくない行為であると思っています。ただ、あくまでも立法事実があるかどうかというところを確認してやっていきたいと思いますということで、この条例モデル検討会はスタートしたという認識があります。

立法事実を確認した上で、そのことについてカバーする規定をとる部分と、そこから広げて、こういうこともあるんじゃないとか、資料には具体的には出ていないけれども、各委員の個人的な感覚や経験など、そういったことも含めてこういった規定を盛り込んだほうが良いんじゃないかという部分は、そこは区別してもいいんじゃないかと思いました。いろいろな意見があってもいいと思いました。

轟先生も検事のご経験もあって弁護士もされています。同じ弁護士という立場ですが、私の場合は、県弁護士会の推薦でありますので、立場として言うべきところは言わせていただきたいと思っています。

す。ご理解いただければと思います。

○安部座長

よろしいでしょうか。そうしますと、四者四様の形の規定のモデルとして、こう分かれていますという形で示したいと思います。

それから場所の提供、周旋でありますけれども、これについてはこの検討会でも、共犯事案としての処理が可能だから、あえて置かなくてもいいのではないかと考えているんですが。

私もあえてそれを知りつつ、具体的に場所の提供と周旋行為についての案文を提案しました。規定例2-3のところにあります。それと両罰規定として2-4になっているところです。

なぜ場所の提供、周旋を共犯規定での処理ではない形にしたかといいますと、一つは、やはりこうした子どもの性被害を防止するという観点は県民全ての願いでもあるし、県民全てが取り組むべき課題であるという視点から考えた場合、事業者も同様でありますし、地域の人々も同じであるということで、それを知りつつ場所を提供するとか、あるいは周旋行為をするということは行為者ももちろん問題であります。行為者以上の問題性を抱えていると、それを営業として行うというような場合、まさに問題だと思うからです。そういった視点から、あえて規定案として示させていただきました。それは当然、教唆行為や幫助行為で対応でき、やはりそれは通常の刑法の運用のあり方で対応すればいい、共犯で処理すればいいんだということであれば、あえて私もこだわらなうありません。

轟委員、これ共犯規定で対応できるんじゃないかというご意見でございましたので、再度、確認させていただきたいと思いますが。

○轟委員

これが必要な立法事実として、この場所提供、あるいは周旋の実態みたいなものが危惧されるような事実関係があれば、安部座長がおっしゃるとおり、個別に規範として設ける必要はあろうかと思うんですが、どうも知る限りない。あるいは県外においてそういうものが多発して、その場合、長野県内でもそういう事態が想定できるということであれば、ひとつ検討の余地があるのかなという考え方です。

○安部座長

場所の提供者に対して、あるいは周旋者に対して対応することができれば、予防的な措置といえますか、防止的な措置が講じられると、被害に至る前に対応が可能になってくる、そういう意味合いでの話です。

立法事実というのは被害事実があるんだということですので、先ほどの見せると教えるも同じなんです。大概、そういうことは、見せる、教えるにとどまらず、実際の性行為まで発展してまいります。その事後の被害感情といったようなところから事案が明らかになっているということになりますので、立法事実として扱われてくる幅というのはかなり狭いものになっているんです。予防や防止という視点で見た場合には、もう少しそこを広く捉えていく必要があるのではないかと考えています。この問題には場所の提供、周旋という形でも提示していますが、あえてこれを置かなくても共犯規定で対応できるから、悪質なものに対しては共犯規定が適用できるでしょうということ、私もこだわらなうませんが、峰委員、いかがでしょうか。

○峰委員

確かに正犯として処罰することに意義がある、それからこの場所を提供する、周旋するということが自体の違法性が高い、ということは否定できないところだろうと思われまう。

ただ、この条例の、本県でのこの条例のあり方というのが、積極的に摘発していこうというような

姿勢というよりはもう少し、何というんでしょうか、控えめな規制というのを考えていらっしゃるような気がしますので、そうしますと、立法事実もあまりない、県民が、それほどこれを処罰してほしいという必要性を感じていないというような実態なのであれば、あえて正犯として処罰の対象とする必要はないのではないかと、そのような行為も全く放置されるというわけではなく、共犯として処罰が可能だということを前提としますと、そこまで積極的にやらなくてもいいのかなというような気がいたします。

○安部座長

了解いたしました。私の提案は撤回いたします。この検討会でも共犯規定等で活用可能な行為なので、あえて正犯として条文化する必要はないということは既にお話しの中で出てきたところです。したがって、今の場所の提供、周旋に関しては、私個人の提案としては引っ込ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは5ページ目に移ります。深夜外出であります。これも広範な話で、前段階の予防的な意味合いも入っていますけれども。こちらは立法事実として深夜外出の事案が結構多いということは、伊藤委員も了解していただけたとは思っていますが、よろしいですね。そういうことから、深夜外出への制約、特に連れ歩き等については罰則付きでの対応も辞さないということで、既にこの検討会でも結論を得ていたと思えます。

そこでの深夜の定義、時間をどうするかというところではありますが、これも先ほど説明がありましたが、午後11時から午前4時までとするのが多くの自治体の健全育成条例の規定でもありますし、根拠になり得る労働基準法や風適法の規定と照らし合わせても、午後11時から翌朝の午前4時というのが相応の時間帯ではないかと思えます。

長野県固有の時間の問題も多分にあるとは思いますが、このあたりは轟委員いかがでしょうか。

○轟委員

確かに夜が明けるのが幾らか、山が多い長野県というのがあるのかもしれませんが、一体どう考えたらいいのか、ちょっとすみません。

○安部座長

では、伊藤委員、いかがでしょう。

○伊藤委員

時間については午後11時から午前4時という、説明を事務局からしていただいておりますが、それなりに説得力ある説明だと思いますので、私自身は午後11時から翌日の午前4時というのを深夜と考えるということで、よろしいと思えます。

さらに、私個人としては、安部座長の案自体、このとおりでよろしいのではないかと考えていますので、安部座長の案をモデル案として県民の皆さんにお示ししてはどうかと思っています。

○安部座長

ありがとうございます。全国との条例との絡みで標準化した時間帯はこの時間帯だろうという認識に過ぎず、長野県内での時間意識との違いがあるかもしれませんが、午後11時から午前4時までということでご了解いただけるということでよろしいですね。

はい、ありがとうございました。

それからもう一つポイントになりますのが「とどめる」という表記ですが、帰さないというところをどのように規定いたしたらいいのか。

そのあたりの規定の仕方、とどめてはならないという文言が入ってございます。

連れ歩くことの禁止にとどまらず、帰さないという不作為ですね、これも禁止規定としましょうということですか。

規定例の3では、後文ですね、第2文ですね。

何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、またはとどめてはならないとしています。この表記でいいのかどうかということと思いますが、もう少しそこに何か作為的な要素が必要なのではないかと。

この辺は子どもの意思に反してを入れたらどうかということもあろうかと思いますが。

この点、伊藤委員、何かございますか。

○伊藤委員

実際、とどめては、子どもの意思に反してを入れるかどうか、罰則規定なのですけれども。

事務局から、帰宅の意思表示がなくて居続ける子どもを黙認しているような場合は、その表記では難しいという気がします。

実際、同伴に該当するとか、この点はほかの先生がどう考えられ、まさにこの問題についてどのようにお考えかというところ、私自身は今現在、回答を持ち合わせていないので、ほかの委員のご意見をお聞きしたいと思います。

○安部座長

何かご意見等、ございますか。

○轟委員

この点、県警の皆さんがいらっしゃっていますので、補導例等々によって何か問題が発生しているのかどうか、もしご意見あればお伺いしたいところでございますが。

○安部座長

県警課長からお願いします。

○警察本部

とどめるに関してでありますけれども、今、全く罰則もありませんし、規定もありませんので、ただ言いわけとして、実際の事実上の補導の場面で、例えば通報があつて行って、大人の俺は何も言っていないという言い訳といいますか、抗弁をする例というのは実際、相当あると認識しております。

○安部座長

子どもが嫌がるのをあえてとどめるようなことはしていないと。

○警察本部

子どもを帰したらどうだというときに対しての、その行為者の抗弁としてそれが使われるのが相当例あります。

○安部座長

自分が無理やりとどめているわけじゃなくて、子どもが帰しても帰らないということだろうと思うんですが、その場合は、子どもの意思に反してとどめているわけではないということになりますね。

それから、私もよくわからないのは家出をしてきたという子どもです。

コンビニで声をかけて、一緒に車に乗り込んできたというような場合に、大人としてどうしなければいけないのかというのは一つの行動規範としてあると思うんですが、その場合の規範としてこれこれしてはいけないというときの、とどめてはならないということがそれに当てはまるか、当てはまらないかということなんでしょうが。

峰委員、このあたりのことはどのように考えればよろしいですか。

○峰委員

そうですね、とどめるという文言を使っている場合であれば、その黙認しているという不作為的な対応も、要するに帰らないという状況を維持したということで、それが積極的に引きとめたのと、同視できるというような状況があるのであれば、解釈上は、含まれていると思われま。

ただ、それを処罰の対象外にすべきなのか、それとも含めるべきなのかというところは、また一つ、慎重に考えなければいけないところなのではないかという気もします。

ですので、あえて私が示したい案としましては、子どもの意思に反して帰宅妨害をしてはならないというような形に、いっそのことしてしまうというほうが明確になるのではないかということで、提案させていただきました。

○安部座長

峰委員は、子どもの意思に反してということを入れることによって限定されるのではないかということですね。

○峰委員

ただ限定すること自体が問題で、むしろ子どもはいたいと言っている状況なのに、帰さないということも処罰の対象にすべきだというご意見のほうが、強いのであれば、それはこの案文ですと対応できないという難点があることは、それは自覚しているところです。

ですから、少しご議論いただきたいとは思いますが。

○安部座長

とどめてはならないというところまで広範になりますと、かなりのものが入ってくるなという印象がありますけれども、善意の人もそこに入ってくる可能性も出てくると。

○伊藤委員

正当な理由なくては・・・

○安部座長

正当な理由がなくて。

○伊藤委員

正当な理由があるという話なら、家出を保護という話。

○安部座長

なるほど、ここに正当な理由がある場合を除きという文言を入れることで、それは子どもを保護するという視点から子どもをとどめているということはあるということですね。

○伊藤委員

そうですね。考えられるのは家出のケースと、家事事件のようなケースです。保護者は監護権者ということになっているので、子どもが非監護権者のほうに移動した場合に、監護権者は反対なんだけれども、子どもが非監護権者にどうしても会いたくて会いに行ったときに、承認は受けないし、委託も受けないけれども、子どもが、結局、行って泊まりたいとか非監護権者と一緒にいたいと言って、深夜に子どもが大人というケースというのは考えられるかなと思いました。正当な理由なくというところを、事案に応じてしっかり精査していくということにはなるとは思います。ただ、刑罰を付すということになると、明確性の観点から、しっかり入れるという峰委員の案は考えられるところですね。両論併記ばかりご提案して申し訳ないんですけども、このあたりもやはり悩ましい問題ではあると思っていますので、複数お示ししてもよろしいのではないかと思います。

検討会としては、刑罰ということであれば構成要件の明確性を非常に意識したということはお示しできると思いますし、他方で被害に遭う子どもをどうしてもなくしたいという強い思いもあります。それをどうバランスをとってどう調整をつけるかというところは、答えは一つではないような気がしますので、バランスのとり方を複数お示しするということはあって良いと思います。

○安部座長

ありがとうございました。案文としましては、このままの表記が一つの案ということと、もう一つは、最後の「又はとどめてはならない」又はの次に「子どもの意思に反して」という文言を入れた形のご提案をさせてもらうということでもよろしいですか。はい、どうぞ。

○轟委員

伊藤委員からの案、非常になるほど参考になると思ってお聞きしたんですが、むしろ意思に反してが、これが明確だからもちろん入れたほうがいいと思うんですが。意思に反して、または正当の理由なくという規定もあるのかなと考えました。とどめてはならないの前にですね。

○安部座長

前ですね。それはそのまま、前の段階で同意を得た場合、その他の正当な理由がある場合を除きということで全部かかってくるので、あえてその点は触れませんでしたけれども。

そこを個別にもう一度、正当な理由なくというのを目標にしたらどうかということですよ。個別に全部表記していくというのが一つの案だということですね。

それから、また蒸し返して大変恐縮なんですけれども、事業者に対する努力義務の規定をやはり私は置いてはいかがかと思っています。

もちろん本条例案というのは健全育成条例のようなものではありませんので、その狙いは違ってくると思いますが、やはり県民全体で子どもたちの性被害を防止していくんだという考え方、この視点から見ますと、事業者も一定の義務を、努力義務ですけれども、努めなければならないというような形の、やわらかい努力義務規定でありますので、こういう規定であれば、置くことに問題はないんじゃないかと考えていますが。伊藤委員はいかがでしょう。

○伊藤委員

私は、努力義務という意味では、私自身も案は出していないんですが、規定を置くことについては賛成いたします。

事業活動を行うに当たって、子どもを性被害に遭わないように努めるですとか、その県が実施している施策であるとか学校の取り組みとか、また性被害に遭わないような各取り組みに対して、やはり協力して欲しいという、そういう努力義務を課すことについて賛成です。

○安部座長

ありがとうございます。ではここに規定を置くということによろしいですか。

これは、事業所への立ち入りというような話ではありませんので。

事業者の意識の啓発という意味合いでもありますので、帰宅を促すように努めなければならないという表記をここに入れたらどうだろうかということですよ。

続いて刑罰についてですが。罰則規定は性行為、わいせつ行為に関して、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金ということで、もう条例が出し得る最大限のものということについては、検討会でも一致した意見ですが、1番目は特に問題はないですね。はい、ありがとうございます。

わいせつな行為を行わせた場合については少し議論が分かれていましたので、これを置く場合と置かない場合、これ当然違いが出てくるでしょうけれども。置いた場合には同等のものであるという意味で、案の括弧書きですが、もし置く場合には2年以下の懲役又は100万円以下の罰金と同じ位置づけにすると。

それから見せる、教えるという行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と。

場所の提供に関しては、これは削除いたしたいということですね。先ほどもあった、私、一人の案ですので、特に本件について設ける必要はないということになります。

それから、深夜の連れ出しですが、これについては30万円以下の罰金ということで合意が形成されていると思いますが、よろしいですね、

では、刑罰については以上ということで、合意ができているということです。

最後のその他であります。

適用上の注意規定ということですが、規定例の5-1、これは、この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないよう留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重するよう配慮しなければならないと、この二つの趣旨が違うことを一つの条文の中に入れていますが、これは私の書いたものでは国民になっています。これは要するに県民の権利だけの領分だけではなくて、国民全体の権利の部分に通じますので、これは国民だろうと思いますが、そういう権利の乱用防止規定、それから子どもの最善の利益尊重規定という二つの項目をぜひ入れていただきたいというのが、私個人的な要望ですが、この点については特に、伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員

賛成です。

○安部座長

はい、表現の仕方はいろいろあると思うんですけども。

○伊藤委員

県民ではなく、私も国民のほうがいいです。

○安部座長

はい。峰委員、轟委員もよろしいでしょうか。

では、運用に関する適用上の注意という規定を置くと。

そして、子どもの免責規定であります。これも合意を得ていると思うんですが、子どもですので、18歳未満という規定を置きますが、これもよろしいですね。

それから施行後の「検討」規定、児童買春禁止法を例に挙げておきましたが、問題状況はなお流動的ですので、この3年の間にどうなるかわからないというようなのも多分にありますので、こういう規定を置いてはどうかということですが、これも相応の規定だろうなと思います。よろしいで

すね。

ありがとうございました。それでは論点整理として資料2の中でまとめていただいたものについては検討したということで、この第2議題ですか、会議事項の(2)は終了いたします。

長時間かかりましたけれども、これで資料2については終わりにいたします。

それでは、これから10分ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩後)

(3) 委員の提案について

○安部座長

それでは、会議を続けたいと思います。

会議事項(3)、委員の提案について、資料3をご覧ください。

これは先生方、忙しい中で、個々の項目に関してこのような条文の案文が可能なのではないかと、こういうことを盛り込んでほしいという個別のご意見を事務局に寄せていただきましたけれども、忙しい最中で大変恐縮でしたが、それをきちんとやっていただきまして、ありがとうございます。

ただ、それぞれの挙げておられる項目がまちまちでありますので、整理しにくいところがありますが。

先ほどのいわゆる淫行関連の条項に関しましては議論を取り交わしたところでございますので、重複は避けたいと思っております。

そこで、委員の提案ということでございますので、それぞれの提案の趣旨といたしますか、これを後ほど、個々の条項ごとに少し意見調整をしていければと思っております。

その最初のところでいいますと、当然、前文というところになってくると思いますが、私個人もさすがに前文はおそれ多いところで、特段、案文はしませんでしたけれども、やはりぜひこれは県民の方が書いていただきたいという思いであります。

県民であります伊藤委員から前文が出ておりますので、少し議論ができればと思っております。

伊藤委員から、この前文についてご説明いただけますでしょうか。

○伊藤委員

大変恐縮ですが、また、ぎりぎりですけれども、やはり思いというものを前文に託したいと思ひまして、一つの案として示させていただきました。

委員の提案の中で、子どもの権利ということ条項案で示しましたけれども、前文の中に入れていくという方がよいと思います。

いわゆる青少年保護育成条例ではなく、子どもを性被害から守るというための条例であって、淫行処罰規定をつくるのは主眼ではなく、教育・被害者支援・淫行処罰規定の三本柱であるということは、やはり条例のモデル案で、きちんと前文の中で示したいということです。

どの委員からもこれまでの検討会の中で示されたとおり、子どもが性被害に遭うということはどれだけ子どもに対して重大な影響を与えるのかということについて、そこを踏まえた上で何とかできないかということで考えてきた成果であるということ前文の中に入れました。

子どもは社会の宝、一人一人かけがいのない存在だということ。そしてその子どもの命、人格というのはとても大切にしなければならないし、大人になっていくという意味ではその人権、やはり子どもの人権という観点からも守っていききたい。この2文目については、子ども支援条例の中でもうたわれている前文を生かしているところではあります。

性被害の重大性から、子どもの性の保護の必要性ということを指摘し、さらに性教育というものも

なければ、子ども自身が守られることもないということは共通認識であろうと思いますので、その重要性を指摘し、さらに今回、淫行処罰規定の必要性について議論のある中、モデル案としてそれを盛り込む形で示したのはなぜなのかということについて一言触れた上で、一つの案ではありますけれども、こういったのはいかがかなと思って提出させていただきました。

○安部座長

ありがとうございます。三本柱ですね、教育と、そして子どもの性の乱用を禁止するという形での規範形成だとか、そして被害に遭った子どもたちをきちんと支えていくという、そういう三つの柱のもとになる前振りといいますか、子ども観といってもいいかと思うんですが、子どもをどう捉えるかという意味で、子どもは権利の主体であるというところの視点を重視して、そこに挙げられているような表記になるものだと思います。

子どもの性を尊重するという事は、まさに人間の尊厳というものにつながっていくというところで、一番、基本的な権利の尊重ということになっていくと思います。

そういう思いがしっかりとここにうたわれることが大事なのではないかということです。

と同時に、にもかかわらず、現状においてやっぱり困った事案というか、実際に被害に苦しんでいる子どもたちも現実に存在するんだという認識のもとで、一定の支援をしていく必要があるし、教育もしっかりやっていく必要があるし、心ない大人たちに対する一定の規制もやむを得ないというような視点をここで打ち出していくというような、そういう前文であってほしいという願いは私もあります。

その思いがこの中に表出しているのではないかと思います、轟委員、いかがでしょうか。

○轟委員

全く賛成であって、特に異論、あるいは何か補足もございません。

○安部座長

もし加えるとすれば、立法事実云々ということもございますので、性被害の現状等に鑑みるとか何かそういうようなことも、あるいはネット社会がもたらした一つの負の部分があるわけですから、そういうところの表記がおそらく、前に出てくるのかなと考えます。

そういう現状に鑑みて、そういうところから性被害の問題は無視、看過できない問題だという捉え方ができるだろうと思いますので、そのような説明がなされるとよいのではないかと、個人的には思いますが、峰委員、何かございますか。

○峰委員

条例の趣旨、それから目的というのが非常にわかりやすく、また説得的にあらわれているすばらしい前文だと思いました。

また、今、ご指摘がありましたように、実際の社会の現状というのを踏まえるということになれば、またさらに説得力があるというか、人に訴える、県民に訴える前文になるのではないかと思います。

○安部座長

ありがとうございます。ではモデル案としてのその前文というのが、伊藤委員の提案のような形でまとめていただくということでよろしいですね。ありがとうございました。

伊藤委員の前文の中にも出ているわけですが、子どもの権利というところ、これは委員の提案の一覧表の冒頭に出てくるところです。これを特別に起こすかどうかというのは非常に難しいところはあるかもしれませんが、理念のところ、この条例の理念規定だとか、目的規定があると思うんですが、

そのどちらかで示していくのか。あるいは、今の前文の中でもう少しそのあたりのところを具体的に書いていくのか、このあたり、伊藤委員はどのようにお考えでしょうか。

○伊藤委員

子どもの権利という書き方についてはいろいろな議論もあると思います。

私自身は、この視点を前文案に入れたつもりではありますが、さらにこういった条項をモデル案として入れることもあるという意味では、入れていただければと思います。

ただ、前文案がある程度ご承認、ご同意いただいたということを踏まえると、条項化という意味ではこだわりはないです。

○安部座長

特別にその1カ条、条項を起こしてということではなくてもいいということですね。前文の中でそれをきちんと表示していくということですね。

では、そういうことでよろしいでしょうか、はい。

峰委員からも目的規定として、第1条に示されているんですが、この点、ご説明いただけますか。

○峰委員

やはり、特に今回の条例に関しましては、規定、目的というのが一般的な健全育成であるとかといったようなものとは異なっているということをやまず明記して、それが実際の運用にも影響してくる、実際の運用のための解釈の指針にもなるような、そういう規定があったほうがいいのではないかとということで、今までの検討の中で提案されたことがあったものを参考にさせていただいたに過ぎないんですけども、こういう規定を設けたほうがいいのではないかと考えて提案させていただきました。

その際には、やはり視点が子どもを守る、それから子どもの尊厳の保護であるとか、子どもの自立のかつ健全な成長ということがやはり最終的な目標なのだということが、前文と重なるところではありますけれども、改めて条項の中に盛り込んだほうがいいのではないかとこの発想からつくらせていただいたものです。

○安部座長

ありがとうございました。峰委員の目的条項に関しましては、何かご意見ございますか。

伊藤委員、前文とのつながりでいきますと、いかがでしょうか。

○伊藤委員

目的規定を設けることですか、峰委員の案はよいのかなと思います。

言葉の使い方とかそういったものは事務局のほうで、ある程度ご調整いただければと思いますが、中身としては賛成です。

○安部座長

轟委員もよろしいですか。

○轟委員

座長のおっしゃった三本柱が必要最小限にまとまっていて、非常にいい規定だと思います。

○安部座長

ありがとうございます。私もこの趣旨の第1条というのはやっぱり重要な規定だと思いますし、内

容的にもこのような表記の仕方になるだろうと思っています。

個別の言葉の使い方については、事務的な形で調整をしていただければと思っています。

そのほかでも性被害という言葉が出てくるわけですが、これはやはりどうしても定義をせざるを得ないので、私も定義規定の中で性被害という定義の条項を、1カ条というか1号を設けております。性被害をどう捉えるのかというのをここでも議論をしたところですが、もちろん性犯罪の被害にとどまっています。

いわゆる刑法犯というところも性被害、性犯罪被害ではないということは委員の方々には了解されていると思うんですが、ただどうしても世間的には誤解が生じる話ですので、これは明確に規定化していくほうがいいと思います。

私の定義規定の中で、性被害というのは第2号となっておりますが、刑法177条等という暴力的性犯罪の被害にとどまらず、子どもの未熟さや不安定さにつけ入るなど、広く子どもの性を乱用する行為をいう。乱用するというと、またそれを定義しなくてはいけないんですけども、そういった非常に幅広く捉えられている行為、被害概念なんだということですけども、この点はいかがでしょうか。

ここでの議論全体としてこういうところから出発しておりますが、これを定義規定としてやはり置かざるを得ないと思うんですが、伊藤委員、何かご意見はございますか。

○伊藤委員

性被害、子ども、保護者、学校とかそういったものは入れるとして、さらに性被害、性的乱用、それから深夜の規定等は定義規定として置くことになるとしています。

安部座長の性被害や性乱用については、モデル検討会の中での認識をそのまま反映されていると思います。

まあ、広くを定義規定に入れることとか、その辺についてはある程度、ご調整いただくことにはなると思います。

○安部座長

そうですね、これは私も先走っているなど、広くというその言葉の使い方はおっしゃるとおりです。

これは、この表記は専門委員会の報告書の表記になっていると思います。

そこをもう少し、条例の案文として適切なものに、やはりしたほうがいいだろうなと思いますので、ぜひその辺は事務局でも整理をしていただくことになるだろうと思います。よろしく願いいたします。

性的乱用行為ですけども、このあたりも、具体的にはどういう行為を言うのかというところを示しているということですが。一般に、健全育成条例等では、施行規則の中に規定されているようなものですね。

それをもう少しこの条文の中にちゃんと明示していくということだろうと思います。

これに似たようなところでは、峰委員から性犯罪という概念の説明が項として起こされているんですけども、これは既存のというか、争う余地のないものですよ、峰委員。

○峰委員

性被害の概念を、規定で設けてみました。そもそも規定の仕方がなかなか難しいところがありまして、性犯罪よりも広く捉えるという、この検討会の親委員会というんでしょうか、専門委員会での内容を踏まえた形で取り込んでいるなというところですよ。

あとは、これは私が個人的に前から時々発言させていただいていた点ではありますけれども、子どものその被害というのをもう少し、抽象的なものよりも身体的、心理的というような実際の害悪につながっているんだということを明示したほうがいいのではないかと希望がありまして、そういう

言葉を設けていたというところです。

○安部座長

この具体的な心理的な害悪というのは、心理的という言葉は、例えばPTSDだとかそういうような障害事例を指すわけですか。

○峰委員

それも含まれますし、それが成長していくにつれて、例えば性被害に遭ったということからつながって、恋愛、結婚がうまくいかなくなるというような、そういう人生に対する、何というか、悪影響というようなものもあるかと思えますけれども、そういったものも含めての心理的と捉えていただいてよろしいかと思えます。

○安部座長

それからもう1点、質問させていただきますと、性的欲求に基づくつきまとい等性犯罪につながる行為・・・

○峰委員

これが、以前に検討会の資料の中で出てきたかと思えますけれども、これ、この類型も今回の子どもの性被害として広く捉えるという報告が出されているということ踏まえての文言です。

○安部座長

轟委員は、児童ポルノだとか、そういう被写体にされて逃げられないような状況に追い込まれるとかというようなことも当然、想定されているとは思いますが。そこはわかるような形の規定が必要なのかなと思っていますが。

その性被害というところでどのように定義規定を置くのかと、少々難しいところがありますよね。そこはもう少し知恵を絞る必要があるかと思いますが、轟委員、その点、何かございますか。

○轟委員

少々先の話になりますが、規定の仕方、最高裁の第二類型は、規定はするが罰則から外すという案を以前提案させていただいたんですが、この安部座長の中の定義の(2)以降ですが、2号の性被害にもつばら性目的でという部分もここに入れて、その自分の2項の部分、要は第二類型については規定から外すというのも一つかなと思って読ませていただきました。

○安部座長

性被害を類型の中に入れてしまうという意味ですか。行為類型ではなくて被害類型ですか。

○轟委員

行為類型ですね。そうすると、3号になりましょうか。

○安部座長

そうですね、性的乱用行為とは何かと出てきますね、もつばら自らの性欲を満たすためという、そういう行為ですね。

その性的乱用というところにそういう、最高裁第二類型行為を入れればいいんじゃないかと。

ただ、それについては罰則規定付きの規制はないということも、訓示規定的に禁止規定としてやる

というような形ですね、わかりました。

定義に関しては、あとは峰委員のところ、大人という概念の定義が使われているんですけども、これはあえて置かなければならないという理由はなんででしょうか、ご説明いただけますか。

○峰委員

保護者ですとか、県というようなものだけではなくて、やはり子どものその権利というのを保護すべきものは、子ども以外では大人であるという基本的な発想からなので、こういう、もし大人という者について責務を規定するというような関係でしたら、設けたほうがいいのではないかという前提で設けてみた例であります。

○安部座長

大人の責任という・・・

○峰委員

そうですね。ですので、趣旨としましては、この大人の定義規定があるかどうかというところよりは、むしろ責務を大人全体が負っていますというところを後の条文などで表していきたいというところが一番の目標としているところです。

○安部座長

大人という表記が、その後の条項の条文等で用いられる場合には、定義を置いたほうがいいかなとは思いますが。

その場合、18歳となっているんですが、この意図は何かありますか。

つまりいわゆる大人というのは、まだ民法も改正されていけませんので、それをのみ込んだ形で。

○峰委員

そこまでは考えておりません、単に子ども以外という、そういう発想で書いてしまいました。そここのところは少々先走ったなど反省しているところです。

○安部座長

いや、あえて条例ですので。そのことで法律と条例との違いがあっても、本来違いは望ましくないにしても、この条項に反する行為者が18歳の者であっても、もちろん適用は可能なわけですから、そこを大人として扱うということは、いちおう筋は通るようですが。

○峰委員

それは、特に処罰規定の適用範囲との関係も念頭に置いて大人という概念を設けてみました。大人になると、今度は、先ほどの淫行処罰の対象になってくるということを含めて、大人という概念を設けたというところがありました。ただし、大人という概念がどうしても必要だというような発想では特にありません。

○安部座長

かなり意欲的だと思うんですが。

ある意味、大変なことだと思います。現行の法制にあえて挑戦するような話でもございますので。ただ、18歳以上の者は大人としての責任を負いますというような視点でここには示されているんですが、やはりそこは先走っているのではというご意見など、伊藤委員はいかがでしょう。

○伊藤委員

峰委員のお気持ちはわかるんですが、ただ、除外規定を置きましょうというのがありますし、今、あえてここでそういった規定を置く必要性もないのかなと思います。そもそも、条例ということだと、県民であるとか、大人という規定はおそらく、通常置かれることもないのかなという気もいたしますので、ここで定義としては、子どもはどうしても必要になってくるとは思いますが、それに対する概念として、大人ということは特に必要ないと思います。

○安部座長

大人の定義をとくにせず、例えば、それは子ども以外の者ということでよろしいですね。では、この点はそういう理解でよろしいですか、ありがとうございます。

その他、定義のところで整理をしておきます。全て定義規定をここにまとめて規定しなければいけないかどうかは、検討する余地はあると思います。たとえば深夜というところも、これは深夜外出の規定が後で出てきますので、あえて規定化するというのでしょうか。

少々、異質な感じがしますね。定義のところでポンと深夜が入ってきますと。むしろ性被害だとか、子どもだとか、性的乱用というようなことが重要な概念です。深夜外出に関する規定の際に定義することよろしいのではないかと考えます。

では、そのあたりでよろしいでしょうか。

それから、次に県の責務が出てくるんですが、当然、そこでは前回、示されました予防教育でありますとか、当然、その支援の体制だとか相談体制だとか、そういうものを全部含んでということになります。

それをもう少し具体化して書いていったらどうなんだろうかということで、私も少しここに示させていただきましても、県の一般的な責務規定にあわせてもう少し具体的に、第2項の中で、県は前項の施策について、国、市町村、その他の関係機関及び関係団体と連携して特に次の各号に関する施策を実施するよう努めなければならないということで、ネット関係の情報機器の利用から生じる問題に関する教育、リテラシーを高めるための教育の策定だとか、推進だとか、そういうことです。

それから利用から生じる問題に関する相談機関を設定したりするとか、相談しやすい体制を整備することだとか、それから子どもの発達段階に応じた性教育を推進するという、それから子どもの性に関する悩みの相談をすること、性被害の実態を把握するという、性被害を受けた子どもの支援をすること、などなどあります。これに尽きるとは思いませんが、幾つかそういうことを具体的に示しておくのも重要なことではないかなと思っています。

と同時に第3項として、性被害の防止のため施策の推進について県民の理解を深めるよう必要な広報、その他の啓発活動を行わなければならないということも必要です。一般の責務に含まれるものですね。

第2項の中で具体化するようなことをどの程度盛り込めるかというところで、実際の防止や支援に向けて県がどういう姿勢をとるかということが示されるのではないかと、私は考えます。

そのあたり、伊藤委員から県の責務という形で、性被害予防のための責務として示されていますので、そのあたり、伊藤委員からご説明いただけますか。

○伊藤委員

表現の違いかなと認識しています。

やはり安部座長の案にもあるんですけども、ぜひ、私としては性被害を受けた子どもの支援に当たる方たちには、特別の研修を受けた職員ということで、そういうことをきちんと、やはり条例に明記していただきたいと思っています。

私の一番初めの性被害を発見した場合の対応というところに書いたのは、同じ思いでして、ストーリーに書いた安部座長の案のほうがわかりやすくいいなと思います。

むやみやたらに聞き出すということは、子どもをかえって傷つけることがありますので、その点を認識した上で、やはりきちんとした聞き取りの専門家にらせていただくということをお願いしたいと思っています。

○安部座長

ありがとうございました。峰委員のほうからも県の責務が示されていますが、ご発言いただけますか。

○峰委員

ただ県の責務というよりも一般的な、保護者ですとか県民全体の責務というような趣旨のことを書いてしまいましたので、若干、この県の責務というところに含めていい内容なのかなというところは、ちょっと悩んでいるところですが。

もし県など、県、その他、広く保護者ですとか、それから県民というものを全部含めてということで、それを前提としまして、子どもの尊厳とか自立的かつ健全な成長を害さないよう配慮すべきだということに関して、特にこの性犯罪との絡みで配慮すべき義務を負っているということを明示した規定を設けたらいいのではないかと考えたのがこの案です。

○安部座長

個別には、4ページのところに、性被害防止のための県の取り組みと。

○峰委員

そうですね、すみません。そこのところ・・・

○安部座長

あるいは支援の責務。

○峰委員

特に安部座長、それから伊藤委員のご意見と反するというような意図ではございません。

何というんでしょう、個別的に特定があまりできない状態で、ちょっと雑駁な形で規定を設けてしまったというだけでありまして、趣旨としてはお二人の方のご意見と全く同様と考えていただければと思っています。

○安部座長

防止教育、それから性被害の支援、啓発活動、さまざまございますけれども、そういうものを全部、総合的に県の責務として最初のところで明示して、個別に具体化していくといういろいろな、技術的なことはあるとは思いますが、言わんとするところは共通であると理解しております。

轟委員、何かその点に関してご意見ございますでしょうか。

○轟委員

拝見しても、安部座長、伊藤委員、峰委員の各ご意見に矛盾するものではありませんので、県民にわかりやすく表記できるように、簡潔にご調整いただければ十分ではないかと考えます。

○安部座長

ありがとうございます。ということで、事務局では整理が大変になると思うんですが、よろしくお願ひいたします。

それから、続いて保護者の責務というところが3ページ目に出てまいります。

これは伊藤委員と私と、同様に保護者の責務というのが示されています。

まあ、こちらも読んでいただくとわかると思いますが、そんなに思いが違うということでは決してないかと理解しております。

第一義的にはやっぱり保護者がしっかりと、保護者にこそ監護教育の権利義務があるとうことになりますので、そういう保護者の意識を高めるということが重要なことだろうという認識で私はいますけれども。

それから、私のところでは事業者の責務というのがございますが、伊藤委員は学校関係者の責務ですね。

学校及び学校の教職員の責務というところで、特に被害の発見に一番、重要な役割を担うのも教育機関であると、関係者機関だろうということですので、そういったことに目を向けてほしいという思いがそこに表れているのではないかと思います。

私のところには、学校はありませんけれども、やはり学校関係者、教育関係者の責務というのを一つ起こしてもおかしくはないと思います。

それから県民の責務というところは、伊藤委員は県民の役割と、これは支援条例がそうなっているということもありますね。

県民に向けて、あえて責務というのはどうなんだろうという思いがおありなのかもしれませんけれども、私はそれを了解した上でですけれども、県民の責務として、全ての者が、性的被害は子どもの成長発達にもたらす影響があるということにつき理解を深めなければいけない。

そのための防止に向けて県等関係機関が講じる施策に協力をしなければいけない。あるいは協力するよう努めなければならないと考えます。

伊藤委員は、性被害を受けない地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとするとしています。

努めるものとするというのも責務ですけれども、これをあえて役割という、これは条例間の関係もありますので、支援条例の関係としていただければと思います。

以上のように、保護者や学校、県民、事業者の責務ということに関して何らかの条項を起こすという点はよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

個別には、性被害の防止教育と相談体制の充実ということと、そして啓発活動、それから性被害の支援というところの、4ページに全てまとまっています。これも表現の違いだけでしょうか、何かこの辺に違いがあるということはありませんでしょうか。

○伊藤委員

表現の違いかなと認識しています。

やはり安部座長の案にもあるんですけれども、ぜひ、私としては性被害を受けた子どもの支援に当たる方たちには、特別の研修を受けた職員ということで、そういうことをきちんと、やはり条例に明記していただきたいと思っています。

私の一番初めの性被害を発見した場合の対応というところに書いたのは、同じ思いでして、ストレートに書いた安部座長の案のほうがわかりやすくいいなと思います。

むやみやたらに聞き出すということは、子どもをかえって傷つけることがありますので、その点を認識した上で、やはりきちんとした聞き取りの専門家に任せていただくということをお願いしたいと思っています。

○安部座長

その点は大変重要な点だということで、この検討会でも共通認識を持っているとしてよろしいですか、峰委員、よろしいですか、轟委員もよろしいですね。

では、被害を受けた子どもの支援の体制の中で、やはりその専門的な知見の教育を受けた、研修を受けた人が、職員が対応するんだというような、具体的にはどんな資格を持っていたらいいのかとか、どのような研修を受ければいいのかというのはまた別の話ですけれども、そういう体制をしっかりとすることが重要だという認識でよろしいですか。

その4ページのところで、何か補足なりご意見なりございますか、轟委員何かありますか。

○轟委員

特にございません。

○安部座長

よろしいですか。5ページのところは、先ほど具体的な検討の中でも触れたところであります。一つだけ言えば、もう一つ、性被害防止と支援の報告というのがありますけれども、これは条例の見直しということに加えて、県の責務の一つだと思いますが、性被害にかかる防止教育の実践ですね。そういうものについてきちんと状況を把握するということが必要なことですので、状況を把握して県民に公表すると。支援の状況についても、もちろん個人情報とは別ですけれども、具体的にどんな活動が実際に行われているのか、そしてそういうものが啓発活動につながっていきますので、そういう報告の義務というのが、議会を通して、あるいは広報を通してというような形になると思うのですが、県民へのそういう報告義務というものを課していったらどうかというのが最後に書いてあるところなんです。

○伊藤委員

賛成です。ぜひ、こういった条項も案としてはお示ししたいと思います。

○安部座長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それから6ページ、7ページのところの、これも先ほどのいわゆる淫行関連、深夜外出関連のところですので議論をしたところなんです、あえて申し上げれば、訓示規定にする部分をどのように表記するかということだろうと思いますけれども。

轟委員のほうからは、ストレートにズバツと2項目設けて、1項目については罰則を適用しないというような、そういう規定の仕方になっておりますけれども。何かこれについて、轟委員のほうからご説明ございますか。

○轟委員

これがベストということではなくて、やはり規範としてどこかに入っていれば、私、足りると思っていますので、その点は、ほかの、座長以下の皆様のご意見もお伺いしながら適切な規定でかまわないと考えています。

○安部座長

その性被害を発生させる乱用行為というのが2に該当することで、これは処罰の規定があり、1に関しては、ちょっと行為規範として示して、訓示的に適用するということですね。

○轟委員

はい。

○安部座長

ということは、この内容をどの様に表示していくかということは、ここでは特に定まったものにはしないということですか。

○轟委員

結構です。

○安部座長

はい。私も訓示的な部分と、それから罰則規定を適用する部分と分けようというのはそのとおりでありまして、あまり抽象的に、条項を起こして、例えば私の案にもありますけれども、何人も子どもを性を乱用してはならないなんていう、これは理念規定か何かに盛り込むというのか、それで十分足りる話であって、条項を起こすことでもないかなと思っています。

それからもう一つ上にありますのも、子どもが成長発達する人格の主体であることを尊重するとともに、その人格の根源にある性を乱用し、その成長発達を阻害することがないよう最大の配慮をしなければならないというのも、理念なり、前文の中に包括というか、内容として包含されればいいのかと思いますので、特段、それは条項として起こさなければいけないとこだわってはおりません。

峰委員からは、先ほどの議論の中で尽くされているということになりますか。

○峰委員

はい。そのように。

○安部座長

説明されたところですね。

○峰委員

はい、それで結構です。

○安部座長

全体として何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

○青木次世代サポート課長

申し訳ございません。いろいろご議論いただきましてありがとうございます。

1点、事務局から資料等を用意していなかったんですけども、結婚擬制についてはどうするかという問題がまた残っていたかと思えます。結婚、18歳未満であっても、当然、女性の場合、16歳で結婚できるということで、その場合、本案を対象にするか否かということなんですけれども。

多くの道府県では、結婚擬制を条例上規定してということで、したがって、保護対象から外すという形をとっております。6都県のみが保護対象としているという中、それからまた国の法律においては、結婚擬制はしておらず、法律の保護対象としているという状況でございますけれども。長野県の場合、いかがしたらよろしいでしょうか。

○安部座長

法律家の皆さんにお聞きしたほうがいい話なんですね、皆さん法律家ということでもありますので。民法上の婚姻擬制、結婚によって成年と同じ扱いをするというのが、それが大原則でありますけれども。条例の中で、確かに健全育成条例の中で、婚姻をした者については成年と同じ扱いをするという観点から、被害者としての類型には入れないという規定を盛った自治体が多くありますけれども。先ほどご紹介ありましたように、6都県には東京都も入るわけですが、これは特にその趣旨で規定されているものではないので、もともと立法趣旨が違うので、擬制する必要はないと。

つまり婚姻をしたことによって、青少年という概念から外れるということはないんだというのが東京都の立場だと思うんですが、長野県ではどうでしょうかというのが事務局からの確認です。検討会ではその点について議論しておりませんが。

峰委員、何かご意見ございますか。

○峰委員

確かに婚姻擬制の趣旨がこの条例に妥当するかどうかということは、ちょっと微妙な問題だと、特に婚姻ということと性交渉ということは不可欠な概念だと思いますので、微妙なところはあるかと思うんですが。

ただ、趣旨から考えますと、あえてこの本県の条例で、婚姻擬制を導入するということは必要がないのではないかという気が、今の段階ではしております。

○安部座長

轟委員、いかがでしょうか。

○轟委員

これも結婚で性交渉が不可欠だから性理解も深まっているはずであって、そういった、子どもについては外すというのも、これも一理あるし、やはり抑制的な適用の観点から外すのも一つかなと、ちょっと素朴には考えます。

○安部座長

伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

私は峰委員と同じ意見です。ちょっとその趣旨からすると、青少年保護みたいなどの切り口だと、結婚したのに性交渉がちょっとというのはあったのかもしれないんですが、性被害から守るという趣旨で、結婚すると成人と一緒にいるから、性被害から守らないとかという、何かその婚姻擬制の規定を置くのが全体的に浮くかなという気もして、現時点では置かなくてもいいのかなという気がしています。

○安部座長

一つはみだら性という行為規範との関係があるようなんですね、青少年健全育成条例の場合は。その淫行とか、みだらな性行為、結婚していたらもうみだらではないという、そういう価値観がまず出発点でありますので、外していく部分はあるんですよ。

ただ、ここでの議論は、そのみだら性の部分という話ではありません。子どもが受けている被害、性的な被害をいかにしてこれに一定の介入をしていくかという話になりますから、それは結婚してよいといまいと、そのために、それなら結婚して別れるとか、いろいろまた状況が変わってくると思

いますが、そういう婚姻関係の人であっても本条例の保護の対象ということになり得るものと思います。それはあなたは結婚しているから公的な支援はしませんというのは非常に奇妙な話ですよ。

そういう視点から見れば、当然、性被害支援条例といってもいいと思いますが、そういう観点から見た場合には、当然、除外すべきではないのではないかとというのが、私の考えです。

○轟委員

国会で、大分、成人擬制や何かも18歳どうするかという議論をして、その点は何か、変わるんですよ。

○安部座長

それは18歳で、現行で女子16以上男子18以上ではありますが、統一して日本も18歳に上げるということに、要綱というのになっていましたし、民法改正という形になっていますので、そのように法制が変わってくるというところは見越えますけれども。

一応それはこの議論から外したところで、先ほど申し上げたような本条例の趣旨から考えたときには、婚姻擬制というのは必要ないのではないかとということでもよろしいですか。はい、それでは婚姻擬制はしないということでもあります。

そうしますと、委員の提案について、資料3について検討いただいたということになりますので、これで検討を終えたいと思います。

(4) その他

○安部座長

その他について、事務局からございますでしょうか。

○青木次世代サポート課長

ご協議いただきまして、ありがとうございます。今日いただいたご意見等を踏まえまして、どういう形でまとめたらいいかというのは、まだちょっと事務局としても暗中模索の状況でございますけれども、近日中にまたご連絡を申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。では今後の日程について。

○事務局

今回の検討会については、また改めまして日時、場所等をご案内いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4 閉 会

○安部座長

委員の皆様から何か発言がございますか、よろしいですか。

特にございませんでしたら、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

○事務局

長時間にわたりましてご検討いただきまして、ありがとうございます。それでは、以上をもちまして第5回検討会を閉会させていただきます。本日はありがとうございます。